

【別紙 1】

知財窓口相談対応者としての要件

知財総合支援窓口では、別添に示す様々な中小企業等の課題に対して支援を行うことが必要なため、知財窓口相談対応者には以下の要件を求める。

- 企業や支援機関等において知的財産に関わる部署に従事した実務経験を3年以上有する者又は知的財産管理技能士若しくは弁理士試験合格者。
- 知財総合支援窓口事業の目的等について理解していると判断される者。
- 中小企業等への支援による地域の活性化等についての意欲を有していると判断される者。
- 中小企業等が抱えている課題を的確に把握・整理する能力を有していると判断される者。
- 別添に記載するような課題等を意識しながら、相談者からの相談内容に、意欲を持って対応し、相談内容を正確に把握・分析し、解決策を提示することができる知見及び資質を有していると判断される者。
- 課題等を解決に導くために、中小企業等の企業経営を理解し、中小企業等の経営者と適切にコミュニケーションを取りつつ、信頼関係等を構築することができる資質を有すると判断される者。
- 公益財団法人佐賀県地域産業支援センターや知財専門家、支援機関の担当者と適切にコミュニケーションを取りつつ、知財専門家や支援機関との連携など支援全体のマネジメント能力を有すると判断される者。
- 知的財産に関する制度全般や中小企業向け支援施策への知識、特許等の産業財産権の電子出願を含む出願等手続に関する知見を有するとともに、職務発明制度の改正など、常に知的財産制度の最新情報を把握する意識を有すると判断される者。
- 中小企業等との相談内容を支援内容報告シート等に適切にまとめて記載できる能力を有すると判断される者。
- 秘密を保持すべき情報（未公開の技術情報、新規事業プランなど）を的確に把握し、秘密保持を確実に実施できる能力を有すると判断される者。
- 法令で規定された弁護士、弁理士などの専権業務に抵触しないように留意しつつ、中小企業へのアドバイス等の支援を実施できる能力を有すると判断される者。

【別紙1】別添

知財総合支援窓口で支援する課題等

支援窓口では、様々な課題等に対してその場で（即時に）支援を行うほか、知財専門家の活用や支援機関との連携により支援を行いワンストップサービスの提供を行うこととする。

（1）支援窓口においてその場で（即時に）解決支援を実施するもの

① 中小企業等の企業経営における知的財産意識の動機付け

企業経営の中における様々な知的財産（ノウハウや特許等）の存在の認識、技術流出は大きな経営リスクとなることなど、知的財産の重要性等の意識付け及び各種権利の違いや活用手法の紹介。

② 知的財産権制度の概要説明

特許等の産業財産権制度のほか、営業秘密等の不正競争防止法、著作権法、種苗法、地理的表示制度など、知的財産権制度全般に関する制度概要やそれらの違いなどの説明。

③ 特許出願などの手続に関するアドバイス等の支援（電子出願支援を含む）

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続などの手続方法について説明する。また、電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法や操作方法の説明及び電子出願支援用端末機器を利用した実際の電子出願（電子証明書の用意がある場合に限る）のアドバイス等の支援。

④ 特許情報プラットフォーム（以下「J-PlatPat」という。）の検索に関するアドバイス等の支援

INPIT が運営する J-PlatPat を活用して、既に出願されている、又は権利化されている情報の検索・操作方法の説明及び検索のアドバイス。

※ J-PlatPat を活用する場合は、電子出願支援用端末機器を利用しても構わない。

⑤ 知的財産に関する各種支援施策等の紹介・説明

中小企業等が利用可能な知的財産関連の支援施策の紹介、支援内容・手続方法の説明及び出願等の手続における費用（特許庁へ納付する手数料や弁理士費用に関する情報等）を提示。

⑥ 研究開発、事業化等に関する補助金等支援施策の紹介・説明

中小企業技術革新制度（S B I R 制度）等の経済産業省、中小企業庁で実施している支援施策について紹介・説明。

また、特許庁、経済産業局等で申請を受け付けている特許料等の減免制度の紹介。

（2）支援窓口において専門家を積極的に活用し支援を実施するもの

※ 秘密保持が必要になることに留意すること。

※ ①～③については、特許権（技術）のみならず、意匠権や商標権等についても考慮し支援すること。

① 類似技術等の調査に関するアドバイス等の支援

新たな研究開発における既存の公知技術の調査や権利取得をしようとする中小企業等に対する類似の技術等の権利化状況などの調査のアドバイス。

- ② 研究開発テーマの選定（特許マップ作成等）に関するアドバイス
新たな技術開発動向の指標や特定分野における既存の特許権の調査・検証に活用するための特許マップ等の作成に関するアドバイス。
- ③ 発明提案書作成に関するアドバイス等の支援
特許権取得に不慣れな中小企業等に対して、発明提案書に対するアドバイス。
- ④ 事業化プランの策定に関するアドバイス等の支援
中小企業等が保有している知的財産権を活用した事業化プランの構築について、提案を行うなどの事業化プランの策定に関するアドバイス。
- ⑤ ライセンス契約、技術移転等に関するアドバイス等の支援
中小企業等において利用ニーズのある技術の紹介、大学・公設試や企業等が保有するライセンスや権利譲渡が可能な技術の発掘等に関するアドバイス、契約書ひな型の提供、注意事項等の説明など必要な情報を提供。
- ⑥ 知的財産戦略策定に関するアドバイス等の支援
中小企業等における経営上の課題（自社の製造・市場開拓・販売能力の検討等）と結びついた知的財産の戦略的な活用方法（知的財産保護やノウハウ管理の選択等）の策定アドバイス。
- ⑦ 営業秘密（ノウハウ）管理に関するアドバイス等の支援
基本的な特許化、秘匿化の考え方や営業秘密（ノウハウ）を管理するための方法についてのアドバイス。
- ⑧ 海外展開に関するアドバイス等の支援（外国出願助成制度等）
今後、事業を海外で展開しようとする中小企業等に対して、海外の知的財産制度の説明、海外で権利取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援策や地域の支援機関が設定している助成等の支援策等の周知及び活用アドバイス。
支援に当たっては、特許庁等から提供する海外展開支援に関する参考マニュアルを参照し、実施すること。
- ⑨ 模倣品・侵害訴訟対応に関するアドバイス等の支援、支援施策等の紹介
海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に対する各種事業（知的財産権の侵害調査：J E T R O事業、模倣被害アドバイザーによるアドバイス等：特許庁・外国産業財産権侵害対策等支援事業）の活用、知財専門家による侵害訴訟対応へのアドバイス。
- ⑩ 知的財産に関する社内規程等の整備・改善に関するアドバイス等の支援
改正された職務発明制度の説明や基本的な規定の考え方に関するアドバイス、知財専門家による社内規程案策定のアドバイス。

(3) 他の支援機関と積極的に連携してアドバイス等の支援を実施するもの

※秘密保持が必要になることに留意すること。

支援窓口において課題等の解決が困難な場合には、以下の方法などにより課題等の解決を図る。

- ① 課題等の解決に適した支援施策を実施している地域の支援機関との相談の接続支援又は連携してアドバイス等の支援を実施。

●中小企業の経営相談窓口「よろず支援拠点」、中小企業支援センター等

② 海外展開、営業秘密管理、知的財産戦略（権利化／秘匿化、オープン&クローズ戦略など）の解決に適した支援施策を実施している情報・研修館との相談の接続支援又は連携してアドバイス等の支援を実施。

●INPIT 海外知的財産プロデューサー

●INPIT 知的財産戦略アドバイザー